

土浦市 成年後見制度 市長申立マニュアル

【令和7年8月発行】

土浦市
土浦市社会福祉協議会



土浦市イメージキャラクター つちまる

目次

I 成年後見制度

1 成年後見制度の概要

(1)成年後見制度について……………	P1
(2)法定後見制度の概要……………	P2
(3)任意後見制度の概要……………	P6
(4)未成年後見制度の概要……………	P6
(5)成年被後見人等の権利の制限について……………	P7
(6)成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を 改正する法律について……………	P7
(7)成年後見制度の利用の促進について……………	P8

2 成年後見人等の職務

(1)成年後見人等の3つの職務……………	P10
(2)成年後見人等ができない行為……………	P11
(3)本人の死後の事務について……………	P12
(4)成年後見人等の報酬について……………	P13
(5)成年後見人等就任によるメリット……………	P13
＊成年後見人等の報酬額のめやす／東京家庭裁判所(平成25年1月)……………	P14

II 市町村長申立ての実務

1 市町村長申立てについて

(1)市町村長申立ての根拠規定……………	P15
----------------------	-----

2 市町村長申立て検討の手順

(1)標準業務フローチャート……………	P16
(2)標準業務フローチャートの説明……………	P18
①後見人ニーズ(対象者)の発見……………	P18
②ケース検討会議の開催……………	P20
③本人調査……………	P20
④親族調査……………	P21
⑤成年後見登記事項の確認……………	P23
⑥診断書の作成依頼……………	P24
⑦市町村長申立て要否の検討・決定……………	P24
⑧申立て類型の検討……………	P25
⑨成年後見人等候補者の検討……………	P25
⑩申立て書類の作成等……………	P29
⑪家庭裁判所への申立て……………	P31
⑫審理……………	P32

⑬審判の確定	P33
⑭後見等の開始	P34
Ⅲ 成年後見制度利用支援事業について	
1 事業の趣旨	P34
2 補助対象となる事業	
(1)成年後見制度を利用する際の経費	P35
(2)成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動.....	P36
Ⅳ 日常生活自立支援事業と成年後見制度について	
1 日常生活自立支援事業の概要	P37
Ⅴ 関係法令施行通知等	
1 土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱	P40
2 関係法令施行通知等	P50
民法	P51
老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律.....	P53
戸籍法、住民基本台帳法	P54
後見登記等に関する法律、登記手数料令	P57
「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に よる老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者 福祉法の一部改正について」の一部改正について	P59
老人福祉法32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及 び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて	P62
成年後見制度利用支援事業に関する照会について	P68
成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について	P70
成年後見利用促進ニュースレター第17号	P72
市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等 の基本的考え方及び手続の例示について.....	P82

I 成年後見制度

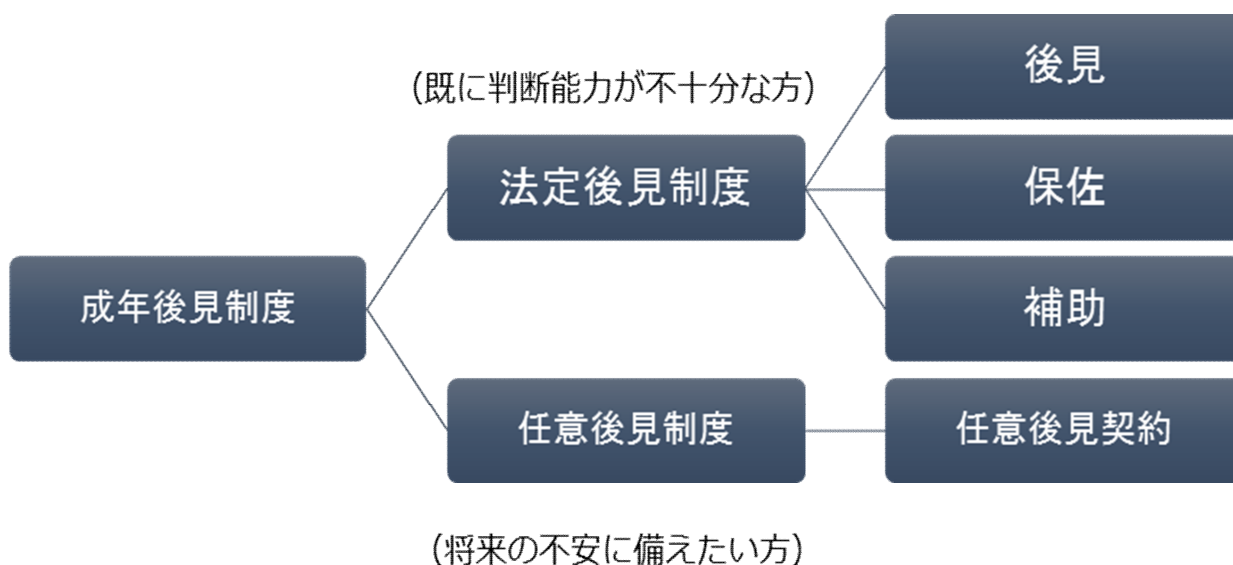
1 成年後見制度の概要

(1)成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや福祉施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方々の権利を護るため、家庭裁判所が本人を支援し、保護する者を選ぶことで、本人を法律的に支援・保護するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。また、法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶようになっています。



平成12年4月1日から施行された現行の成年後見制度は、それまでの民法上の禁治産・準禁治産制度(明治31 年施行)を大幅に見直したもので、「自己決定の尊重」「ノーマライゼーション」「残存能力の活用」という理念と、従来からの「本人保護」の理念との調和を図り、本人の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築されました。

禁治産・準禁治産制度からの主な変更点は次のとおりです。

①補助類型の追加

本人の多様な判断力や保護の必要性に応じた柔軟かつ弾力的な対応を可能とするため、「後見」(以前の禁治産にあたる)、「保佐」(以前の準禁治産にあたる)に加えて「補助」を新設した。

②任意後見制度の創設

本人の判断能力が十分あるうちに、後見人に代理権を与える任意後見契約を前もって締結できる制度を創設した。

③成年後見登記制度の新設

禁治産者、準禁治産者のように戸籍へ記載されると抵抗感も強いことなどから、戸籍への記載をやめ、「成年後見登記制度」により東京法務局の登記ファイルへ記録することとした。

④市町村長申立権の付与

本人の福祉を図るため特に必要があると認めるときには、市町村長が法定後見開始の審判申立てを行うことを可能とした。

⑤法人成年後見制度の明文化

家庭裁判所が個々の事例に応じて適任者を成年後見人・保佐人・補助人に選任できるようになるとともに法人も選任できる旨が法文上に明記された。

(2)法定後見制度の概要

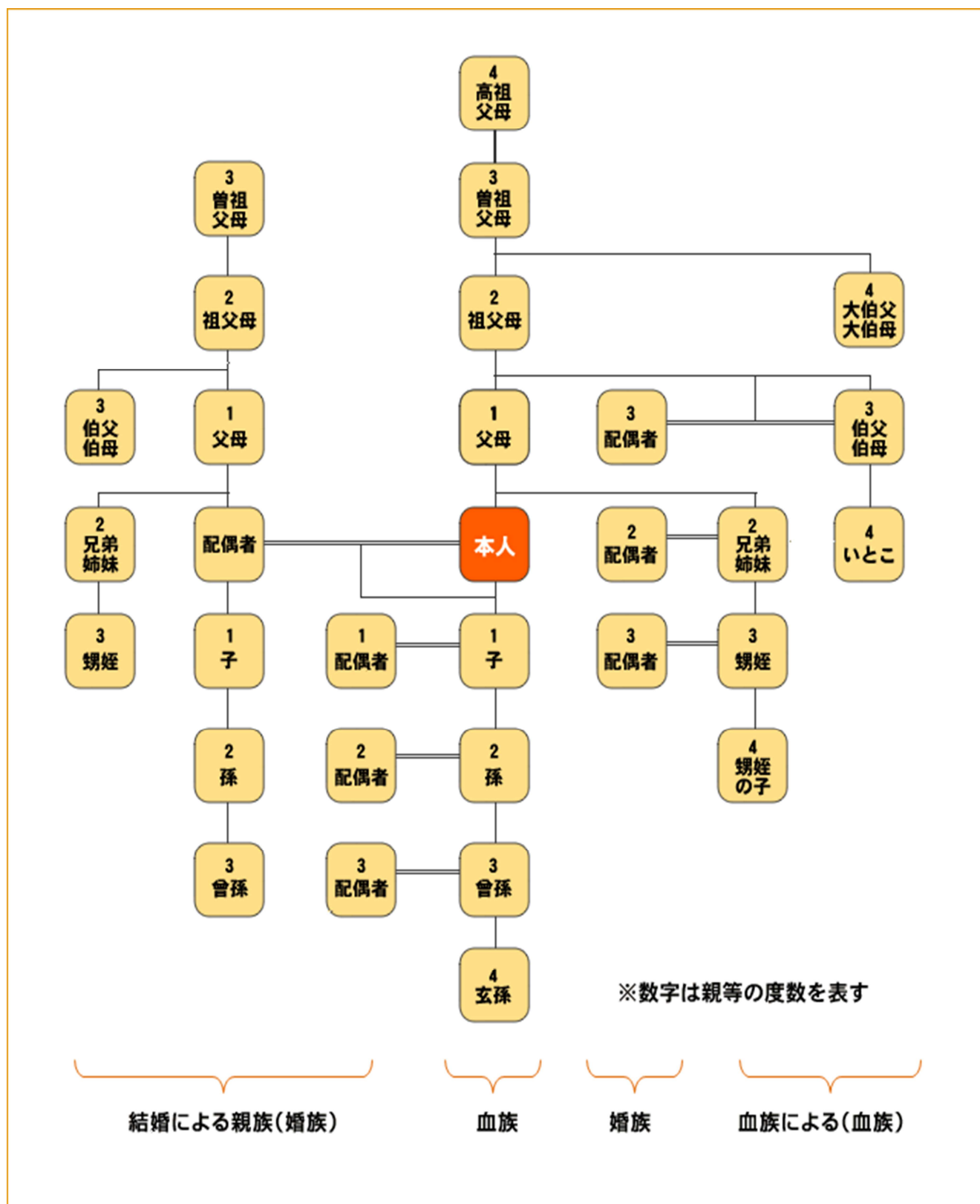
法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人(以下、「成年後見人等」という。)が、本人の利益を考えながら、本人の意思決定の支援に努め、必要に応じて本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を支援・保護します。

なお、障害者権利条約の批准を受けて、近年では、法定代理権や取消権等の代行決定権限の行使に先立って、まずは本人が自ら意思決定できるように支援をすること(たとえば、情報をわかりやすい言葉で説明しなおす等)が必要であるという考え方(意思決定支援)が一般的になってきていることにも留意してください。

「後見」「保佐」「補助」の概要は次頁のとおりです。

		後見開始の審判	保佐開始の審判	補助開始の審判
要件	対象者 (判断能力)	精神上の障害により 事理弁識する能力を 欠く常況にある者	精神上の障害により事 理弁識する能力が著し く不十分な者	精神上の障害により事 理弁識する能力が不十 分な者
開始の 手続き	申立権者	・ 本人、配偶者、 <u>四親等内の親族※1</u> 、検察官等 ・ 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法） ・ <u>市町村長</u> （整備法＝老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）		
	診断書	必要（裁判所が必要と判断した場合には改めて鑑定を行う）		
	本人の同意	不 要		必 要
機 関 の 名 称	本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	支援者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同意権・ 取消権	付与の対象	日常生活に関する行為※2以外の行為	民法第13 条第 1 項各号※3 及び同条 2 項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判を経た行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 （＋民法第13 条第 2 項に基づき保佐人の同意を得なければならない旨の審判）	補助開始の審判 ＋同意権付与の審判 ＋本人の同意
	取消権者	本人と成年後見人	本人と保佐人	本人と補助人
代理権	付与の対象	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	
	付与の手続き	後見開始の審判	保佐開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意	補助開始の審判 ＋代理権付与の審判 ＋本人の同意
	本人の同意	不 要	必 要	
責務	職務	本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務	同意権、取消権、代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務	
	身上配慮義務	本人の意思を尊重し本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

※1)四親等内の親族の範囲



※「親族」とは、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族(民法第725 条)

※2)「日常生活に関する行為」の範囲

本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念に基づき、成年被後見人についても、法律がそこまで介入すべきではないとの理由から、日常生活に関する行為については取り消すことが出来ないとされています。

具体的には、以下のような行為です。

「日常生活に関する行為」と想定される行為	「日常生活に関する行為」と想定されない行為(取消権行使可能)
・日常消費する食料の購入 ・通常の衣料品の購入 ・通常の医療費、薬品代の支払い ・家庭雑貨の購入 ・電車、バス、タクシー等の利用料の支払い ・若干の娯楽への支払い 等	・借財(金額を問わない) ・高額な電化製品の購入 ・カードによる購入 ・カード会員の加入行為 ・通信販売での購入 ・訪問販売での購入 ・割賦販売での購入 ・電話勧誘販売での購入 等

※3)「民法第13 条第1項各号」が定める行為

①資金などの元本を領収すること、これを利用すること。 ②借金をしたり、保証人になること。 ③不動産その他重要な財産の売買やサービスの利用契約等をする事。 ④訴訟行為を行うこと。 ⑤贈与や和解、または仲裁契約をすること。 ⑥相続を承諾したり放棄すること、または遺産の分割をすること。 ⑦贈与や遺贈の申し出を断ること、または負担付きの贈与もしくは遺贈を受けること。 ⑧新築、改築、増築または大修繕を行うこと。 ⑨民法第602 条(短期賃貸借)に定められた期間を超える賃貸借契約を結ぶこと。
【民法改正により新設(2020 年4月1日施行)】 ⑩前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年・成年被後見人・被保佐人及び第17条第1項の審判を受けた被補助人をいう。)の法定代理人としてすること。

(3)任意後見制度の概要

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結んでおくというものです。

本人の判断能力が低下したのちに、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」(弁護士などの専門職が就任)の監督のもと、本人を代理することにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

代理人は、親族、専門職、知人等のだれでもなることができ、契約内容(代理権の範囲)も自由に決めることができます。但し、契約は「公正証書」による必要があり、その契約が有効になるためには、任意後見監督人選任の申立てを家庭裁判所へ行い、任意後見監督人が選任される必要があります。

なお、任意後見人は、成年後見人等とは異なり、同意権、取消権はありません。

～任意後見契約についての問い合わせ先～

機関名	電話番号	所在地
土浦公証役場	TEL 029-821-6754 FAX 029-826-9368 tsuchiura- koushou@iaa.itkeeper.ne.jp	〒300-0813 土浦市富士崎1丁目7番21号 和光ビル4階

(4)未成年後見制度の概要

未成年者は原則として、その両親が法定代理人である親権者としての立場で保護することになります。しかしながら、親権者が亡くなったり、虐待などの理由で親権を失ったりして、親権者が誰もいなくなることがあります。その場合には家庭裁判所へ申し立てることにより、後見人が選任され、未成年者の保護にあたることになります。これを「未成年後見人」といいます。

申立てをできるのは、未成年者の親族、15歳以上の未成年者自身(意思能力がある方)、利害関係人(児童相談所や里親等)となり、後見人が選任されると、原則として未成年者が満18歳に達するまで、未成年者の身上監護や財産管理を行い、その事務内容については裁判所に定期的に報告する義務を負います。

(5)成年被後見人等の権利の制限について

成年後見制度を利用すると、それまで行使していた権利・資格を制限されることがあります。従来制限されていた成年被後見人の選挙権及び被選挙権については、平成25年6月30日に、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、制限がなくなりました。

成年被後見人、被保佐人は、公務員や社会福祉法人の役員などの一部の職業に就けなかったり、資格を失ったりする絶対的欠格条項が定められていました。しかし、令和元年6月7日第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。これにより、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律で削除し、成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪等を心配することなく、制度を利用できるようになります。

資格等の扱いについては、相応しい能力を個別的・実質的に審査・判断する仕組み(個別審査規定)を運用していくこととなります。具体的な仕組みについては、それぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していくこととなります。

この見直しについての詳細は、「成年後見利用促進ニュースレター第17号」に掲載されていますのでご確認ください。(P72～)

(6)成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について

平成28年10月13日に施行された「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」において、成年後見人に対し、成年被後見人の郵便転送に関する規定が設けられた他、成年被後見人の死亡後に遺体の引き取り及び火葬並びに成年被後見人の生前にかかった医療費、入院費及び公共料金の支払を行う死後事務を行うことのできる規定が設けられました。

(7)成年後見制度の利用の促進について

地域共生社会の実現に資することを及び成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月13日に施行され、また「成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が平成29年3月24日に閣議決定されました(計画期間は平成29年度から5年間)。これにより、国、地方公共団体、関係機関が連携して成年後見制度を利用したまたは利用する者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制の整備に向けて取り組むこととなりました。また、令和4年3月25日には、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和8年度)が閣議決定され、土浦市においては、令和5年3月から、土浦市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

国においては基本計画に基づき各施策の段階的・計画的な推進が図られます(主なポイントは以下のとおり)。

また、市町村においては、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

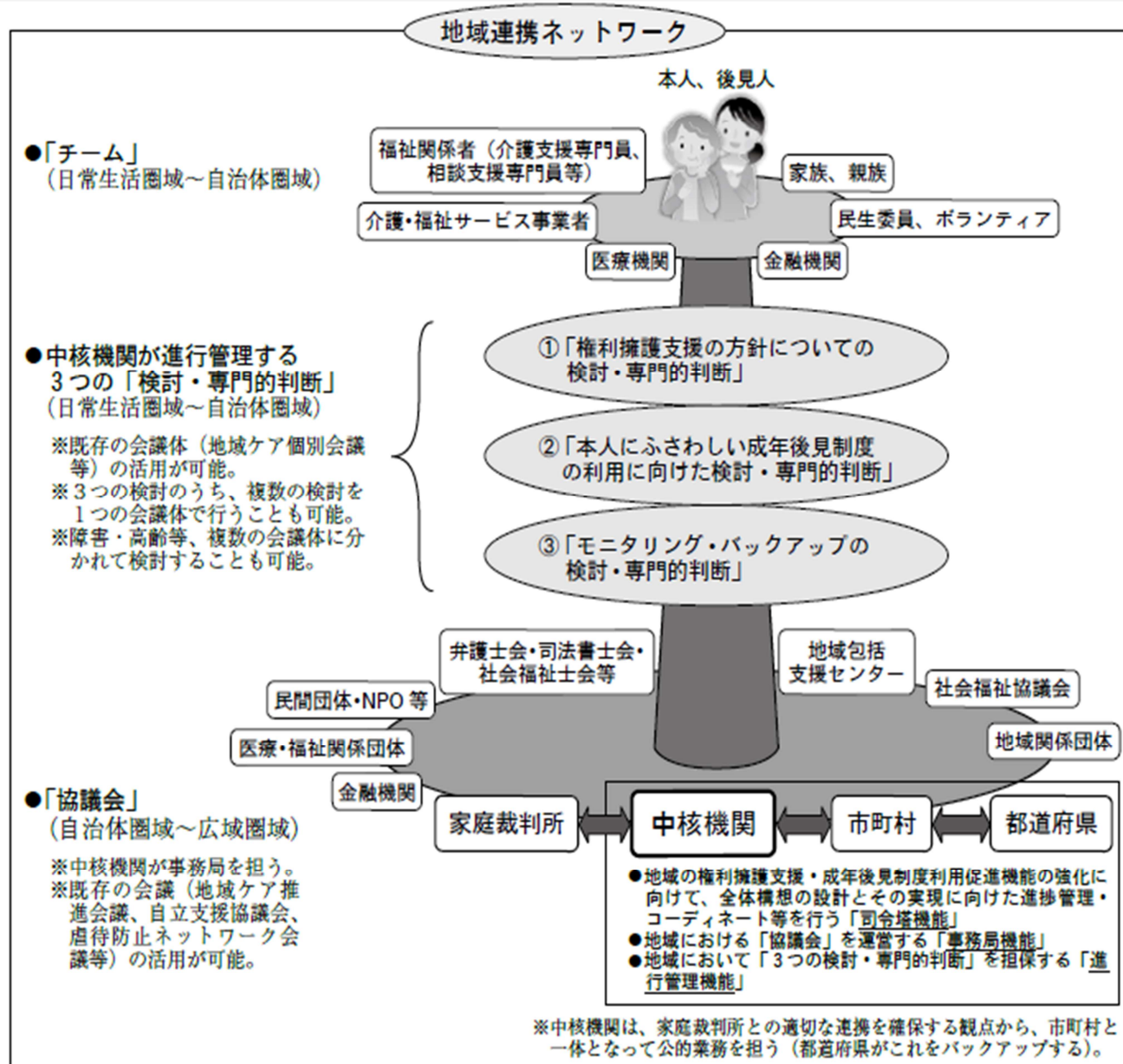
<地域共生社会の実現>

基本的な考え方	
(1)意思決定支援 (2)ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する) (3)自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重) (4)財産管理のみならず、身上保護も重視	
基本計画のポイント	
(1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代 ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書のあり方の検討
(2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	・「制度の広報」、「制度利用の相談」、「制度利用促進(マッチング)」、「後見人支援」等の機能を整備 ・後見人等を含めた「チーム※1」による本人の見守り、「協議会等※2」によるチームの支援、地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関(「中核機関」)の設置(中核機関は市町村が直営又は委託により実施)。
(3)不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和	・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討(※預貯金の払戻に後見監督人等が関与)

※1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

※2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

＜地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ図＞



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

参考文献『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』（2018 年）

（成年後見制度利用促進推進体制整備委員会）

中核機関

地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。国の第二期成年後見利用促進基本計画では、令和6年度末までに市町村または市町村の委託などにより設置することが努力義務となっています。土浦市においては、令和4年度より、土浦市社会福祉協議会に業務委託し、「成年後見

センターつちうら」がその機能を一部担っています。

2 成年後見人等の職務

(1)成年後見人等の3つの職務

① 身上保護

身上保護とは「成年被後見人・被保佐人・被補助人(以下、「成年被後見人等」という。)の生活や健康、療養などのお世話を行うこと」ですが、あくまでも成年後見人等の職務は、身上保護に関する「法律行為(又はこれに付随する行為)」を行うことであり、介護労働等の事実行為を含むものではありません。

身上保護の主な内容は次のとおりです。

- ア) 医療に関する事項(診療契約、入院契約、医療費の支払等)
- イ) 住居の確保に関する事項(賃貸借契約、賃料の支払等)
- ウ) 施設の入退所及び処遇の監視・異議申立て等に関する事項(施設契約、施設費支払等)
- エ) 介護・生活維持に関する事項(介護契約、生活保護申請、利用料支払等)
- オ) 教育・リハビリに関する事項

成年後見人等は、これらの事項に関して、契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めることになります。また、契約内容に基づいて費用を支払うことも、当然に成年後見人等の職務になります。

さらに、必要な場合には、生活保護の申請や、介護保険における要介護度の認定に対する異議申立てを行うなどの、公法上の行為も成年後見人等の職務です。

② 財産管理

財産管理とは成年被後見人等の財産を適正に管理することで、主な内容は次のとおりです。

- ア) 印鑑や貯金通帳の保管・管理
- イ) 不動産の維持・管理(固定資産税の支払を含む)
- ウ) 保険金や年金などの受領
- エ) 必要な経費(公共料金など)の支出
- オ) 生活資金捻出のための動産及び不動産の処分
- カ) 「遺産分割協議」、「遺留分減殺請求」などの法律行為

また、成年被後見人等は、財産管理能力が十分ではないため、同人が無断で法律行為(売買契約など)を行った場合には、成年被後見人等にとって不利益な結果をもたらすことが考えられます。したがって、そのような場合、成年後見人等は成年被後見人等の財産を散逸させないように法律行為についての取消を行うことになります。

成年後見人等には、広範な代理権と取消権が与えられますが、成年被後見人等所有の居住用不動産(成年被後見人等が現に居住している住居、又は将来成年被後見人等が帰住する際の住居)について、

売却・賃貸・増改築・抵当権設定などを行う場合には、必ず家庭裁判所の事前許可が必要となります。

③ 家庭裁判所への報告

成年後見人等に選任されたら、まず、家庭裁判所が指定する期間内(通常は2か月以内)に、成年被後見人等の資産や収入等の調査を行った上、「財産目録」及び「収支予定表」の作成(その内容を証明する資料(預金通帳の写しなど)も添付)を行い、家庭裁判所に報告します。なお、期間内に調査を終えることが難しい場合には、家庭裁判所に「財産目録調整期間の伸長の申立」を行うことで、報告期限を延長することが可能です。

また、成年後見人等は、適時に(通常は1年に1回程度)、家庭裁判所へ①後見事務報告書、②財産目録、③収支計算書を提出し、家庭裁判所の監督を受けることとなります。最後に、成年被後見人等の死亡等により成年後見業務が終了した場合には、原則として終了時から2か月以内に、家庭裁判所に対し、後見業務期間中の管理計算報告を行います。

(2)成年後見人等ができない行為

① 事実行為としての介護

食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付添いなどの行為をいいます。成年後見人等は契約等の法律行為又はそれに付随する行為を行うものであり、本人に事実行為としての介護の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門職にゆだねることになります。

② 身元保証人・身元引受人・入院保証人等になること

福祉施設の入所契約書には、身元保証人・身元引受人を連帯保証人としている場合がありますが、成年後見人等は「財産管理」の中で入所費用の支払いをし、「身上保護」の事務を行うことが職務となっており、これらに就任することは職務の範囲に含まれていません。

なお、親族が成年後見人等の場合には、本人の保証人等を引き受けている場合もありますが、これはあくまでも親族の立場として任意に引き受けているのであり、成年後見人等の職務の範囲外であることに変わりはありません。

③ 医療行為への同意

医療行為というのは病気や怪我を治療する行為であり、予防接種や歯科治療など比較的簡単なものから、手術や延命措置等広範囲に及びます。これら本人に対する医療的行為に対する判断は本人固有のもので、代理権の及ぶものではないとされています。

④ 一身専属的な権利の代理行為

結婚、離婚、養子縁組、離縁などは、本人の身上に大きな影響を与える事項であり、本人の意思のみ

によつてのみなされるべきであるとされており、成年後見人等といえども権限は与えられてません。

(3) 本人の死後の事務について

成年被後見人等の死亡により、成年後見人等の職務は終了となります。したがって、成年後見人等として、死後事務(葬儀など)を行うことや「相続財産管理人」になることはできませんでしたが(ただし、相続人又は相続財産管理人に相続財産を引き継ぐまでの間に、緊急に行う必要がある行為は、民法上の「事務管理」行為として、元成年後見人等が最低限の事務を行う可能性は認められていました)。

死後事務に関することは原則として相続人、又は死後事務委任契約に基づく受任者が行います。しかし、実務上、成年後見人等は、成年被後見人等の死亡後も一定の事務(死後事務)を行うことを周囲から期待され、社会通念上これを拒むことが困難な場合もあります。

こうした実情を受けて、平成28年10月13日に「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行され、成年後見人は相続人が相続財産を管理できるまでの間、相続財産の管理及び火葬・埋葬に関する契約の締結など一定の範囲内の事務を行うことができるとされ、それを行うための要件が明確になりました。なお、法改正の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任意後見及び未成年後見には適用されません。

法改正により成年後見人が行うことが出来るとされた死後事務(民法第873条の2)

(1) 個々の相続財産の保存に必要な行為(同条の2第1号)

- <例> ア) 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断
イ) 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為等

(2) 弁済期が到来した債務の弁済(同条の2第2号)

- <例> ア) 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払等

(3) その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結、その他相続財産全体の保存に必要な行為 ((1)(2) に当たる行為を除く。)(同条の2第3号)

- <例> ア) 遺体の火葬に関する契約の締結
イ) 成年被後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結
(トランクルームの利用契約等)
ウ) 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
エ) 債務を弁済するための預貯金(成年被後見人名義口座)の払戻し等

成年後見人が上記(1)～(3)の死後事務を行うための要件

- ① 成年後見人が当該事務を行う必要があること
- ② 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと
- ③ 成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかでないこと

また、上記(3)の死後事務を行う場合には、①～③に加えて、④家庭裁判所の許可も必要です。

また、相続人が存在しない場合又は法定相続人が全て相続放棄を行った場合、本人の財産や負債を処理する必要がある際には、元成年後見人等、債権者等の利害関係人等から、家庭裁判所に対し、相続

財産管理人の選任の申立てを行う必要があります。

(4)成年後見人等の報酬について

成年後見人等に親族以外の第三者(弁護士、司法書士、社会福祉士など)が就任した場合通常は、成年後見人等の申立てにより、後見業務に対する報酬が発生します。報酬額は家庭裁判所の裁量によりますが、東京家庭裁判所が報酬額の目安を公表していますので参考にしてください。(→P.14)

なお、本人の資力が乏しく、第三者後見人が本人から報酬を得られない場合には、「成年後見制度利用支援事業」の利用により後見報酬の助成が受けられる場合があります。(→P.36)

(5)成年後見人等就任によるメリット

日本成年後見法学会が、成年後見人等を受任している弁護士、司法書士及び社会福祉士を対象に実施したアンケート調査によると、成年後見人等が就任したことで本人の生活の立て直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

【経済的、物理的、精神的な生活基盤の立て直しや不適切な対応の改善】

- ① 給付されるべき保険金、年金等、手続のされていないものを申請し、あるいは等級を適切なものに変更することで、被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- ② 被後見人等の経済状況の整理(債務整理を含め)およびそのプロセスを通じて、本人自身の今後の生活立直しに向けた自覚や意識づけができた。
- ③ 疎遠だった家族・親族との関係の修復が進んだ。
- ④ 後見人等がついたことで、被後見人等の支援者の安心やモチベーション向上がみられ、被後見人等をめぐるチームとしての支援力が高まった。
- ⑤ 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生・清潔が確保され、生きる意欲の高まりがみられるとともに、被後見人等本人の費用負担がより効果的なものとなった。
- ⑥ 後見人等がサービス履行確認を行ったことで、施設側の不適切な対応が改善された。

【在宅生活継続、地域生活移行など、本人意思の尊重による希望する生活への移行】

- ⑦ 後見人等がついたことで近隣住民の理解が進み、独居の認知症高齢者の在宅生活継続が可能となった。
- ⑧ 被後見人等の資産を活用し有料老人ホームへの入居が可能となった。
- ⑨ 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能となった。
- ⑩ 在宅から病院・施設への入院入所などの生活の変化の場面で、本人納得のうえで新たな生活を開始することができた。

【虐待等さまざまな被害からの救済(予防)】

- ⑪ 介護人の介護放棄、親族からの経済的虐待からの保護・救済ができた。
- ⑫ 消費者被害等第三者からの経済的虐待からの保護、予防ができた。

【就学・就労・余暇活動の機会等】

- ⑬ 就労支援(就職、転職)が可能となった。
- ⑭ 特別支援学校、院内学級への入学手続支援が可能となった。
- ⑮ 施設や在宅での、趣味等の活動支援や外出機会の確保ができた。

成年後見人等の報酬額のめやす

東京家庭裁判所
東京家庭裁判所立川支部

1 報酬の性質

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができるものとされています（民法862条）。成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても、同様です。

成年後見人等に対する報酬は、申立てがあったときに審判で決定されます。報酬額の基準は法律で決まっているわけではありませんので、裁判官が、対象期間中の後見等の事務内容（財産管理及び身上監護）、成年後見人等が管理する被後見人等の財産の内容等を総合考慮して、裁量により、各事案における適正妥当な金額を算定し、審判をしています。

専門職が成年後見人等に選任された場合について、これまでの審判例等、実務の算定実例を踏まえた標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

なお、親族の成年後見人等は、親族であることから申立てがないことが多いのですが、申立てがあった場合は、これを参考に事案に応じて減額されることがあります。

2 基本報酬

(1) 成年後見人

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬（これを「基本報酬」と呼びます。）のめやすとなる額は、月額2万円です。

ただし、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）が高額な場合には、財産管理事務が複雑、困難になる場合が多いので、管理財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には基本報酬額を月額3万円～4万円、管理財産額が5000万円を超える場合には基本報酬額を月額5万円～6万円とします。

なお、保佐人、補助人も同様です。

(2) 成年後見監督人

成年後見監督人が、通常の後見監督事務を行った場合の報酬（基本報酬）のめやすとなる額は、管理財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円とします。

なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。

3 付加報酬

成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合には、上記基本報酬額の50パーセントの範囲内で相当額の報酬を付加するものとします。

また、成年後見人等が、例えば、報酬付与申立事情説明書に記載されているような特別の行為をした場合には、相当額の報酬を付加することがあります（これらを「付加報酬」と呼びます。）。

4 複数成年後見人等

成年後見人等が複数の場合には、上記2及び3の報酬額を、分掌事務の内容に応じて、適宜の割合で按分します。

以上

Ⅱ 市長申し立ての実務

1 市長申し立てについて

(1)市長申し立ての根拠規定

①根拠法令

市長は、認知症高齢者(65歳以上)又は知的障害者、精神障害者について、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、家庭裁判所に対して、後見開始等の審判の申し立てを行うことができます。

≪市長申し立てに係る根拠法令(例規を含む)≫

- *老人福祉法(第32条)
- *知的障害者福祉法(第28条)
- *精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(第51条の11の2)
- *土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱

この「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申し立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、保護の必要性が強く働きますので、市長が申し立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務になります。

≪虐待防止等における成年後見制度の利用に係る根拠法令≫

- *高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(第28条)
- *障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(第44条)
(以下、「障害者虐待防止法」という。)
- *発達障害者支援法(第12条) ※権利利益の擁護
- *障害者基本法(第23条) ※相談等

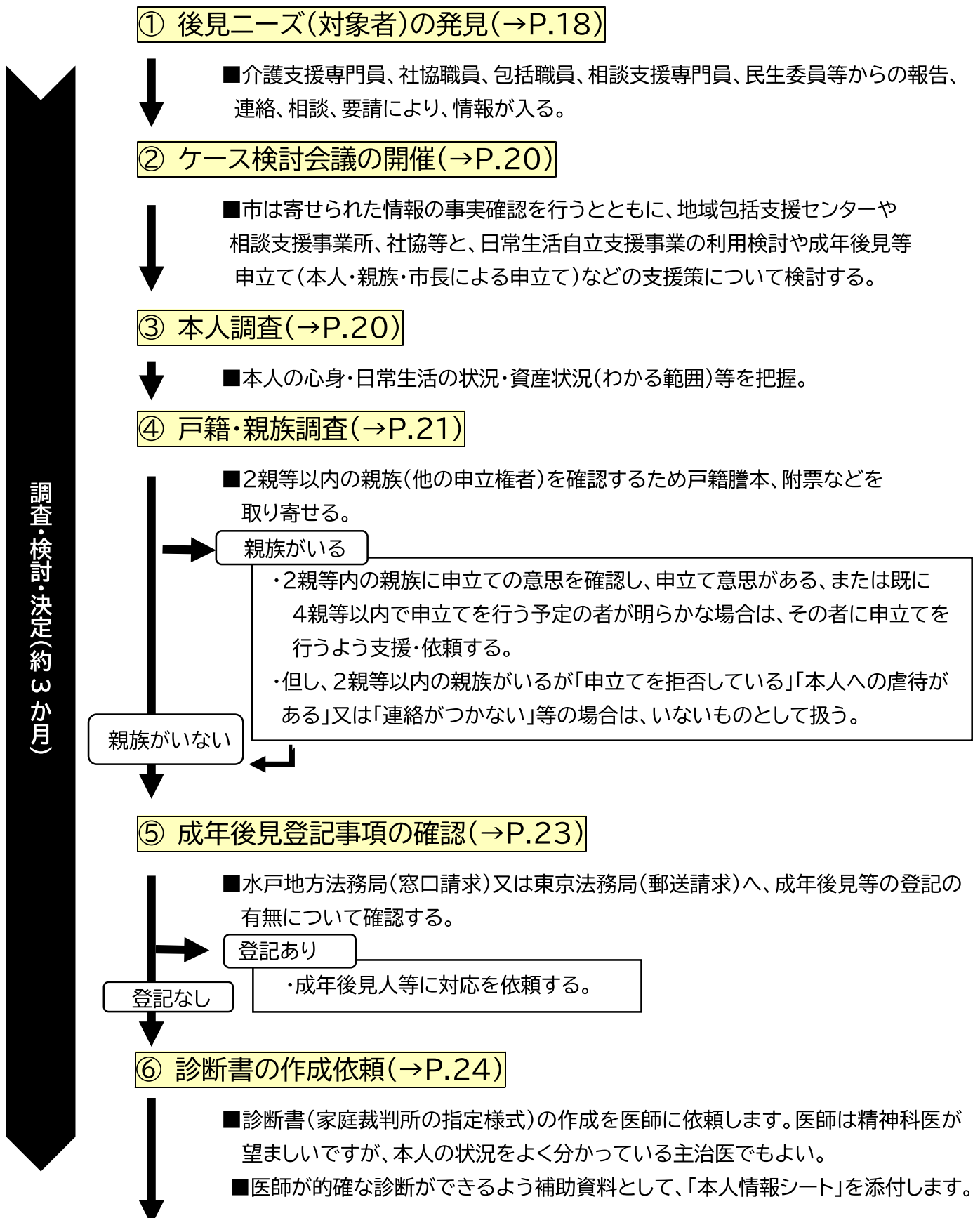
②市長申し立てにおける親族の捉え方

2親等以内の親族の有無を確認し、無い場合、又は、有る場合でも支援しない場合を、市長が申し立てを行うことができるとされています。

ただし、この場合でも、3親等又は4親等の親族に、審判請求をする者の存在が明らかであるときは、その者と連絡を取って相談するものとされています。

2 市長申立て検討の手順

(1)標準業務フローチャート



⑦ 市長申立て要否の検討・決定(→P.24)

■市長申立ての要否について、課で最終的に判断する。

⑧ 申立て類型の検討(→P.25)

■医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型(後見・保佐・補助)を検討する。

⑨ 成年後見人等候補者の検討(→P.25)

■本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人(候補者)を検討する。

⑩ 申立て書類の作成等(→P.29)

■申立てに必要な書類(申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など)を作成する。

⑪ 家庭裁判所への申立て(→P.31)

■本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てる。
■申立費用(収入印紙、登記印紙、郵便切手及び鑑定費用)を予納する。
※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

⑫ 審理(→P.32)

■調査官による調査(本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席)
■医師による鑑定(必要な場合のみ)

⑬ 審判の確定(→P.33)

■審判書が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ後見等開始審判の法的効力が確定する。
■家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登録するよう依頼。

⑭ 後見等の開始(→P.34)

■申立費用について、本人負担の審判が出ている場合は本人へ求償する。
■申立費用について本人負担の審判が出ていない場合には、「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高い。

※同制度の案内を行い、成年後見人等からの申込みに基づき報酬助成手続きを行う。
※求償の場合は、後見人宛に納付書を送付する。

(2)標準業務フローチャートの説明

① 後見ニーズ(対象者)の発見

市長申立事務は、支援者や関係者・関係団体などさまざまなところからの、発見・相談・要請によりスタートします。どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。相談者には、今後の資料作成に係る協力(窓口)が必要であることについて承諾を得ておきましょう。

成年後見制度の対象となりうる方(対象者)として、以下のような方が考えられます。

本人の判断能力が不十分であり、かつ、

- ・ 預貯金の払い出しや解約、保険金の受け取りができない
- ・ 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない
- ・ 公共料金や税金、介護・福祉サービス利用料、その他借金等を滞納している
- ・ 管理すべき財産が多額(およそ1,000万円以上)である
- ・ 悪質な商法に騙される恐れがある、又は過去に騙されたことがある
- ・ 家族や親族、知人等から預金や年金を取り上げられるなどの経済的虐待を受けている、又はその疑いがある
- ・ 家族や親族、知人等から身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト等を受けている、又はその疑いがある
- ・ 診療・入院契約や介護・福祉サービスの利用契約が進まない
- ・ 遺産分割協議などの相続手続きができない
- ・ 不動産の処分(売却、賃貸、抵当権設定等)の必要がある
- ・ 本人に身寄りがいない、又は身寄りがいっても疎遠であったり協力を得ることが困難であるため、将来にわたって支えとなる人が必要である など

※複数の市町村が関与している場合の対応

例えば、A市に住民登録をされていて、国民健康保険や介護保険等についてもA市で加入しているが、B市の特別養護老人ホーム等に入所しているような場合には、どちらの市長が申立てを行うのが適当でしょうか。実は、この点についての明確な法的規定はありません。

基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)、介護保険法、生活保護法における援護の実施者は誰かという解釈が、申立者を誰にするかという解釈につながると考えます。つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関の市町村が申立てを行うのが妥当と思われます。

最終的には、該当する市町村間において、本人の実情を良く把握している自治体はどちらか、本人の権利や利益を守るためにはどちらの自治体で行うのがより適切か、というポイントを意識して調整することが必要でしょう。

なお、令和3年11月26日付「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」において申立者の原則が示されました(次ページ参照)。土浦市においても、この通知に則り、令和7年4月1日より、要綱を改正しました。

Q1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

※土浦市役所内の市長申立の担当課の考え方について

65歳以上→高齢福祉課

65歳未満→障害福祉課

※「初回相談日」における年齢を基準としています。

※「相談日」は、問合せ相談を含む初回の相談を原則としています。初回相談日がうやむや等、線引きがはっきりしない場合は、ケース毎に担当者間で協議することとしています。

② ケース検討会議の開催

後見ニーズを発見したら、本人の状況確認等のために、担当課職員と対象者に関与している機関・団体等の実務レベルの担当者から構成される、ケース検討会議を開催します。なお、今後の支援内容によっては新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。

「ケース検討会議での確認・検討事項」

- ・ 当面の福祉的対応の在り方
- ・ 市長申立ての実施を含めた成年後見制度利用の必要性
- ・ 日常生活自立支援事業など他制度利用の必要性
- ・ 必要な情報収集を図るための役割分担 など

なお、虐待などの緊急な対応が必要な場合は、入所施設等へ措置入所させることで、ひとまずの安全確保を図ることを検討する必要があります。（老人福祉法第11条、知的障害者福祉法第16条、身体障害者福祉法第18条、障害者虐待防止法第9条参照。必要に応じて措置後、市長申立てを行います）。

③ 本人調査

寄せられた情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身や日常生活の状況、資産の状況等をわかる範囲で把握します。

情報収集する具体的な内容は以下のとおりです。

情報項目	具体的内容
①本人の基本情報	・氏名、生年月日、住所
②心身の状況	・何らかの精神的疾患を抱えているか、その症状はどのようなものか ・かかりつけ医がいる場合には、その医院名、主治医 ・判断能力はどの程度か
③日常生活の状況	・どんな日常生活を送っているか（自立生活できるか、寝たきりかなど） ・介護認定状況
④財産、収支の状況	・資産状況はどのくらいか（わかる範囲で） 【例】持家／借家、年金の有無、生活保護受給の有無、預貯金の有無、借金の有無など ・現在の収入と支出
⑤家族、親族の状況	・有無の確認をして、わかる範囲で親族図や氏名／続柄／住所／同居者の収入等を記入
⑥これまでの経緯等	・各区、地域包括支援センターの職員が直接かかわった場合にはその経緯、保健師、ホームヘルパー、施設職員、民生委員等から情報提供があった場合には、聞き取ったこれまでの経緯
⑦成年後見制度が必要な理由	・①から⑥の事実関係を総合して、成年後見制度を活用することがどのような問題の解決に繋がるのかを記載
⑧その他	・市長申立ての判断をするうえで資する上記各項目以外の情報を記載

※担当課に相談が入る時点で、成年後見制度の必要性が高い場合が多いため、関係者とのケース検討会議と本人調査を同時に行うと時間短縮になります。

④ 親族調査

親族調査を行う理由は、4親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされていること、親族が適時かつ適切に申立てを行うのであればあえて市長が介入する必要性が乏しいことが理由です。もっとも、4親等以内の親族を全て調査することは大変な時間と労力を必要とすることから、厚生労働省は平成17年7月29日付け通知により、**2親等内の親族(本人と配偶者の父母、祖父母、子、孫、兄弟)の有無を調査することで足りると変更しました。**

なお、2親等、4親等の範囲については、4ページを参照してください。

具体的な手続きとして「戸籍謄本等の請求」、「親族への申立ての意思確認」が必要となります。

※虐待対応等、緊急性がある場合は、事前に家庭裁判所へ相談することで、親族調査を省略できる可能性があります。

***戸籍謄本等の請求**

まず、2親等以内の親族を確認するため、本人の本籍地の市町村役場へ戸籍謄本等を窓口又は郵送により請求します。なお、2親等以内の親族の本籍地が他の市町村役場にある場合には、該当する本籍地の市町村役場ごとに請求する必要があります。

《取り寄せる書類》

戸籍謄本、戸籍附票、改正原戸籍謄本、除籍謄本

2親等以内の親族調査は、申立ての意思確認の通知を発送するために、戸籍附票で住所が判明するか、死亡が確認されるまで行います。

広域交付制度による請求

令和6年3月より、戸籍法が改正されました。これにより、「広域交付制度」が始まり、単一の自治体において、全国どの市区町村の戸籍も請求することができるようになりました。このため、上記、「戸籍謄本等の請求」よりも速やかに戸籍調査を完了できると見込まれています。従前の請求方法でも、調査は可能ですが、今後は広域交付制度を利用した請求を基本とすることが求められます。

ただし、広域交付制度において請求できる必要書類は、「戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本」であり、「戸籍附票」は請求不可です。戸籍謄本において、最新の戸籍まで辿り着いた際には、住所地を特定するために、該当する本籍地に戸籍附票の請求が必要となります。

市民課に戸籍証明書を請求する場合(①～⑦の記載が必要です)

- ① 所属
- ② 担当者の職名及び氏名
- ③ 請求の対象とする者の本籍及び筆頭者氏名
- ④ 根拠法令の条項
- ⑤ 戸籍の記載事項の利用の目的
- ⑥ 必要な戸籍の種類

戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本の別

※本人の戸籍・住民票は発行から3ヶ月以内のものを家庭裁判所に提出します。

公用請求する場合、市内と市外で依頼書の様式が異なります。

市内:差出人→市長申立所管課長 宛名→市民課長

市外:差出人→福祉事務所長 宛名→請求先の市区町村長

親族調査が原因で、親族内紛争を助長してしまう可能性がある場合は市の判断で調査省略を検討。

*親族への申立て意思確認

確認した2親等内の親族及び本人等への聞き取りにより、申立てを行う意思が明らかな3親等、4親等の親族も加えて、申立ての意思を確認します。

- ・申立ての意思を確認する「親族の意見書」を簡易書留で送付します。
 - ・回答提出期限を決め、期限までに回答のなかった場合は申立て意思のないものと判断します。
- ※親族の意見書は家庭裁判所の書式を使用しています。

※虐待をしている親族に申立てを知られたくない場合の対応

虐待をしている親族に申立てを知らせる必要はありません。申立ての際には、親族に申立てを知らせない方がよい場合については、親族に申立てを知らせていない事情や理由を書いた上申書を添えて申立てを行います。

後見開始の際の審判の記録については、当事者または利害関係を疎明した第三者に閲覧等の請求権があります。親族の場合、記録の閲覧を請求することができる場合が多いでしょう(家事事件手続法第47条第1項)。当事者が審判記録の閲覧を申立てた場合、原則として許可しなければならないとされていますが、当事者や第三者の私生活若しくは業務の平穩を害する恐れがある場合などは、例外として申立てを許可されない場合があります。閲覧を制限する合理的な理由がある場合には、申立ての際に秘匿の申出をしておくといよいでしょう。

→秘匿の申出・・・申立時に窓口にて手続きを行います。

※根拠法令

- ・老人福祉法第32条の規定に基づく審判請求の調査等を行うために、戸籍等の発行を依頼
- ・民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、
第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項
- ・戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条の2及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)
- ・第20条の規定に基づき、下記のとおり戸籍謄本等の交付を請求

⑤ 成年後見登記事項の確認

既に成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するため、法務局に対し「登記されていないことの証明申請書」を請求します。

なお、窓口請求の場合は水戸地方法務局へ、郵送請求の場合は東京法務局へ行き、手数料は公用請求となるため無料となります。取り寄せる際に公用であることを表示してください。

	窓 口 請 求	郵 送 請 求
住所等	*水戸地方法務局 〒310-0061 水戸市北見町1番1号 029-227-9916	*東京法務局 後見登録課 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 4階 03-5213-1360
持参 (送付) 書類	・「登記されていないことの証明申請書」 (市町村長名で申請) ・公用無料交付申請書	・「登記されていないことの証明申請書」 (市町村長名で申請) ・公用無料交付申請書 ・返信用封筒 ※申請書を受領してから発送するまで 2～3日要する。

確認の結果、既に成年後見人等が選任されている場合には、当該成年後見人等へ対応を依頼することになります。

既に任意後見契約が登記されている場合にも、本人の意思を尊重し、当該任意後見契約が優先されますが、「本人の利益のため特に必要があると認める」とときには、家庭裁判所が後見開始の審判等を行うことができますので、本人を取り巻くさまざまな事情を慎重に検討のうえ、市長申立ての要否について検討してください。

任意後見契約に関する法律第10条(後見、保佐及び補助との関係)

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

- 2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。
- 3 第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

⑥ 診断書の作成依頼

本人が精神上的の障害により判断能力が低下していることを明確にするため、医師に診断書の作成を依頼します。医師は精神科医が望ましいですが、本人の状況をよくわかっていればかかりつけ医でもよいです。かかりつけ医に依頼する場合、病名は書けるが財産管理能力の程度は判断できないと言われた場合、本人の実態がわかる関係者が同行して、財産管理能力について医師へ伝えと診断書が作成しやすくなります。また、医師が的確な診断ができるよう、補助資料として本人を支える関係者で「本人情報シート」を作成し、本人の日常及び社会生活に関する情報を提供することが望ましいです。

本人にかかりつけ医がいない場合や本人が親族などに拘束されていて診断書の作成が困難な場合は、その旨を裁判所へ伝え、善後策を協議することになります。

医師の診断の結果、本人の判断能力が補助又は保佐程度の場合は必要に応じて本人による申立てへの変更を検討することになりますが、当該ケースが「福祉を図るために特に必要があると認められるとき」に該当する場合は、引き続き市長申立て事務を進めることが望まれます。

診断書や本人情報シートの詳しい記載の仕方については、最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見制度における診断書作成の手引」「本人情報シート作成の手引」を参考にしてください。

※本人情報シートは原本を医療機関に送るため、コピーを取ることを忘れないようにしましょう。

⑦ 市長申立て要否の検討・決定

市長申立て決定の判断に際しては、客観性・公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。意思決定の明確化、申立て事務の点検などを行うため、審査会のような仕組みを設置することが望ましいでしょう。市長申立てを最終決定する際の判断材料(審査会での確認事項)として、以下の項目が考えられます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市長申立て要否に関する意思決定② 申立て類型の検討(後見、保佐、補助)③ 成年後見人等候補者の検討④ 対象者に対する申立て費用求償の検討 |
|---|

※土浦市では、審査会のような機能はまだありません。

担当課が、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどと必要性の協議を随時しております。

⑧ 申立て類型の検討

法定後見は「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援のあり方に関わるため、できる限り申立人側でどの類型が適切かを準備しておく必要があります。場合によっては家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。

判断に迷う場合は医師が作成した診断書を参考に検討しますが、成年被後見人や被保佐人には資格制限が発生しますので、本人の事情や希望を踏まえて慎重に検討する必要があります。

3 判断能力についての意見(意見書一部抜粋)

- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。 → **必要なし。他制度の利用を検討**
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 → **補助**
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 → **保佐**
- ☐ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。 → **後見**

※補助・保佐類型では、家庭裁判所から調査が入ることがあります。

また、診断書と申し立て書類の類型が異なる場合は、鑑定の対象となることがあります。

⑨ 成年後見人等候補者の検討

成年後見人等の選任は、家庭裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありません。しかし、①本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人が成年後見人等に就任した方が本人にとっても周囲にとっても好ましいこと、②候補者がいない場合、家庭裁判所が申立てを受理してから候補者を探すこととなりますが、候補者調整に難航すれば審判が確定するまで時間を要すること等から、可能な限り成年後見人等候補者を立てる方が良いでしょう。

市長申立てのケースは、基本的に親族が成年後見人等になることは見込めませんので、第三者を候補者として確保することになります。第三者の成年後見人等として、弁護士、司法書士、社会福祉士が主な候補者となります。特定の候補者が見つからない場合には、茨城県弁護士会、茨城県司法書士会(リーガルサポート茨城支部)、茨城県社会福祉士会(ぱあとなあ茨城)の各団体へ相談するとよいでしょう。(次ページ参照)

成年後見制度に関する支援団体

機関名	電話番号	所在地
社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会 成年後見センターつちうら	029-821-1152	〒300-0036 土浦市大和町9-2 ウララ2ビル4階
日本弁護士連合会 茨城県弁護士会法律相談センター 土浦支部	029-875-3349	〒300-0043 土浦市中央1-13-3 大国亀城公園ハイツ304
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート 茨城支部	029-302-3166	〒310-0063 水戸市五軒町1-3-16 茨城司法書士会館内
一般社団法人 茨城県社会福祉士会 成年後見センターぱあとなあいばらき	029-244-9030	〒310-0851 水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館5階

成年後見人等候補者が見つからない場合は、やむを得ず後見人等候補者欄を空欄にせざるを得ない場合もあります。

なお、専門職を成年後見人等候補者として検討する場合のポイントは次のとおりです。

	施設入所者	在宅生活者
弁護士	・法的紛争性を有する事例 ・親族間の紛争がある事例 ・財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例・虐待事例 ・債務整理などがある事例	
司法書士	・財産管理(不動産等)に専門性が必要な事例 ・債務整理などがある事例	
社会福祉士	・障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上保護に専門性が必要な事例	・本人が重度の認知症・知的障害者・精神障害者等である事例 ・親族・近隣との関係調整が困難な事例 ・保健福祉サービスが未導入の事例 ・本人の意思確認が困難な事例

*個人情報の取扱い

成年後見人等候補者へ打診する際の個人情報の開示については、個人が特定できる氏名等を消して概略を示している市町村が多いようです。

しかしながら、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職は、利益相反をチェックするために個人が特定できる氏名等を事前に必要とし、また法人後見などの場合にも、支援の方法やチームをつくるための判断材料がないと受任の可否を判断できないことがあります。

現状では、個人情報保護法の規定により厳正な対応が必要とされていますが、速やかに成年後見人等候補者を定めるうえでは最低限の情報開示は不可欠であることから、市町村と成年後見人等候補者を推薦する専門職団体等とが守秘義務に関する覚書等を締結するなどにより、より迅速に候補者の選定ができるようにしていく必要があります。

「利益相反」とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

(例)・成年被後見人等が利用中の福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合
・親の相続をめぐる兄弟姉妹に同一の成年後見人等が就任する場合。

○参考法令

<個人情報の保護に関する法律>

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律>

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

⑩ 申立て書類の作成等

市町村長申立ての決定を受け、担当者は地域包括支援センターなどの本人の事情を良く知っている人の協力を得ながら、次の書類を作成又は収集します。

申立書類の様式については裁判所ホームページから、最新の書式を確認してください。

具体的な作成方法等については、水戸家庭裁判所が発行する「成年後見申立ての手引き」を確認してください。財産関係資料はわかる範囲での収集・作成で構いません。

	No.	申し立て書類	入手先	備考	発行から3ヶ月以内のもの
作成書類	1	診断書と診断書付票 【担当者が収集】	家庭裁判所	・主治医に依頼 (必ずしも精神科医である必要はない) ・費用は医療機関ごとに異なる	
	2	申立書・申立事情説明書 【担当者が作成】			
	3	本人情報シート 【関係機関の協力を得て作成】		・本人の状況をよく知っている人が中心に作成することが望ましい(包括職員、相談支援専門員、施設職員、ケアマネなど)	
	4	財産目録 【関係機関の協力を得て担当者が作成】		・資料収集＝本人の事情を良く知っている人の協力を得る(包括職員、相談支援専門員、保健師、民生委員など) ・現時点で判明している財産を記載すれば足りる(銀行等への照会は不要)	
	5	年間収支予定表 【関係機関の協力を得て担当者が作成】		・資料収集＝本人の事情を良く知っている人の協力を得て収集(包括職員、相談支援専門員保健師、民生委員など)・過去1年程度の収支を、分かる範囲で記入	
	6	親族関係図 【担当者が作成】		・4親等内の親族が基本だが、やむを得ない時には2親等までの記載で足りる。 ・不明な場合は「不明」と記載する。	
	7	後見人等候補者の事情説明書 【市長申立ての場合、通常不要】		・すでに家裁の候補者名簿登録済みの専門職、法人の候補者の場合は記載不要	
	8	親族の意見書 【関係機関の協力も得て担当者が収集】		・親族調査で判明した親族に、意見書送付 ・返信期限を設けて意向確認	
	9	同意行為目録・代理行為目録 (保佐・補助の場合)【担当者が作成】		・行為を「特定」する必要がある (法律上規定された以外の包括的な代理権は認められないため。)	
	10	本人同意書(保佐・補助の場合) 【担当者が関係機関の協力を得て取得】			

取り寄せ書類	11	後見人等候補者の住民票(マイナンバーの記載のないもの)又は戸籍附票	市役所	1 通(ただし、候補者が法人の場合は法務局で法人の「全部事項証明書」を取得)	11~14 発行から3ヶ月以内のもの
	12	本人の戸籍謄本		1 通	
	13	本人の住民票(本籍が記載されているもの)又は戸籍附票		1 通	
	14	本人の成年後見登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	法務局	1 通	
財産関係資料	15	不動産についての資料	法務局・市役所	不動産登記事項証明書(登記簿謄本)、名寄帳、固定資産評価証明書、固定資産税納税通知書のいずれかの原本又はコピー	
	16	預貯金、投資信託、株式等についての資料	銀行・郵便局・保険会社・証会社など	通帳(過去1年分)、残高証明書、預かり証、株式の残高報告書などのコピー	
	17	生命保険、損害保険等についての資料		保険証書などのコピー	
	18	負債についての資料		金銭消費貸借契約書、借用書(証)、返済明細書、督促状のコピーなど	
	19	収入についての資料	市役所から送付	所得証明書、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書、年金額決定通知書などのコピー	
財産関係資料	20	支出についての資料	市役所から送付	通帳(引き落としがあるもの)、各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃・医療費・施設費の領収書などのコピー(3ヶ月分)	
申し立てに必要な費用	21	申立手数料 収入印紙800 円	郵便局など	保佐及び補助の場合で、あわせて申し立てする同意権又は代理権の付与の申し立て1件ごとに、ほかに800円必要	
	22	郵便切手 5,000円(保佐・補助6,000円) ※R6.10~の金額 ※随時、金額に変動がありますので、申し立て時には裁判所のHPを確認したほうが良いでしょう。		500円 4枚(保佐・補助は6枚) 110円 20枚 100円 5枚 50円 2枚 20円 5枚 10円 10枚	
	23	登記手数料(収入印紙・登記印紙) 2,600 円		申し立て手数料と一括せず別に用意	

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用が5万円~10万円程度かかることがあります。

⑪ 家庭裁判所への申立て

水戸家庭裁判所土浦支部(家事書記官室)へ、申立費用(収入印紙、郵便切手、登記印紙)を予納するとともに、必要書類を添えて申立てを行います。

鑑定については、必要な場合、家庭裁判所から後日連絡がありますので、その際には鑑定費用を市の会計から予納してください。鑑定費用は5万円から10万円程度かかります。

*申立て費用の求償

申立て費用は、原則として申立人の負担とされているため、市長申立ての場合は市が負担することになります。ただし、市が負担することが公平の観点から妥当性を欠くとみられるような「特別な事情」があると判断される場合には、申立て費用を本人へ求償することができます。

本人へ求償する場合には、申立書の手続費用の上申にチェックを入れます。

手続費用の上申(申立書一部抜粋)

☒ 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 手続費用は申立人の負担が原則です。ただし、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用については、この上申に基づき、これらの全部又は一部について、本人の負担とできる場合があります。

※ 本欄に記載した場合でも、必ずしも希望どおり認められるとは限りません。

※関係法令等

■家事事件手続法(第28条)

■土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱(第7条)

■老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & Aについて(平成12年7月3日 厚生労働省事務連絡)

*審判前の保全処分

成年後見等開始の審判がなされるまでの期間は短縮傾向にありますが、それでも約5割が1か月以上となっています(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況-平成29年1月～12月-」)。

このため、成年後見人等が活動を開始するまでの間に、本人の財産が侵害される、又はそのおそれがあるときなど緊急の対応が必要な場合、成年後見等申立てと同時に、「審判前の保全処分」の申立てを行うことになります。

申立てに伴い、家庭裁判所は、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対し、本人の生活、療養監護若しくは財産の管理に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令の保全処分の決定を行うことができます。

財産管理人は、民法第103条に定める管理行為(保存行為、物又は権利の性質を変えない範囲における利用・改良行為)をすることができ、管理行為を超える行為をする場合は、権利外行為として家庭裁判所の許可を要する(民法第28条)と考えられます。なお、本保全処分は、正式に成年後見人等が選任されるまでの暫定的処分となっています。

また、場合によっては保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生するおそれもあります。その場合、市により一時的に通帳等を保管せざるを得ない場合もありますが、その際の法律上の根拠として、民法第697条の「事務管理」という考え方を適用する例もあります。

「事務管理」とは、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為をいうものであり、その事務の性質にしたがって最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされています。しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人又は法定代理人が管理するまで継続しなければならないなど、運用上様々な困難が想定されることから慎重な取り扱いが望まれます。

※関係法令等

■家事事件手続法(第126条、134条、143条)

■民法(第28条、103条、697条)

⑫ 審理

家庭裁判所は、市長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、本人の能力や生活状況、財産状況などの多くの事実関係を調査したり、申立人、本人等との面談による聞き取り調査を行います。家庭裁判所からの呼び出しもありますので、その際には実情等を説明してください。

調査の結果は報告書にまとめられて裁判官に報告され、判断の材料にされることになります。

※全てのケースに聞き取り調査があるわけではありませんが、必要がある場合は、本人や申立人に通知などにより連絡があります。また、「聞き取り調査」や「鑑定」が必要な場合は、標準的フローチャート(p16～17参照)に記載された期間よりも長く審判まで期間を要します。

*受理時面接

近年は、申立てから審判までの時間短縮を目的に、あらかじめ来所日を予約し、申立て書類を持参し、受理した直後に面接を実施することが多くなっています。この受理時面接では、裁判所の調査官等が、申立人、成年後見人等候補者、(可能であれば)本人及び関係者から本人の状況(症状、生活状況、財産状況等)を確認すると同時に、成年後見人等候補者の適格性について面接を行います。

※予約が必ず必要な訳ではありません。また、申立て書類は郵便により提出することも可能です。

*鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。

申立て時に提出した診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で行われます。

後見開始又は保佐開始の審判をするには鑑定が必要とされていますが、明らかにその必要がないと認められるとき(植物状態の場合や診断書から一見して判断能力に欠けていると判断される場合等)は不要とされます(家事事件手続法第119条、133条)。補助開始の審判については鑑定が不要とされていますが、診断書だけでは判定が困難な場合には鑑定が必要となるときがあります。

実情としては、全ての成年後見等開始の審判において、約9割が鑑定が省略されています。(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見事件の概況-平成29年1月～12月-」)

*審判

裁判官は、申立人から提出された書類や調査官が行った調査、鑑定結果などに基づき、後見等開始の審判を行い、併せて、最も適任と考えられる方を成年後見人等を選任します。

また、保佐開始や補助開始の場合には、必要な同意権や代理権も定めます。

⑬ 審判の確定

審判の結果は、家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。この結果(却下を含む。)に対し、民法第7条で定める後見(保佐・補助)開始の審判の申立権者(市区町村長を除く)は、告知又は通知された日から2週間以内に不服申立て(即時抗告)を行うことができます。ただし、誰を成年後見人等を選任するかという点については即時抗告をすることができません。即時抗告がなされずに前記の2週間が経過した場合や、高等裁判所で即時抗告が却下された場合に、審判の法的効力が確定することになります。

審判が確定して初めて、成年後見人等の後見開始等の審判の効力が生じることになります(審判が行われた段階ですぐに成年後見人等が動けるわけではないことに注意しましょう)。

※「即時抗告」とは

審判に不服があるとき、2週間以内に不服の申立てを行い、高等裁判所での審理を求めることを「即時抗告」という。

即時抗告の申立てができる事件は、法律によって決められており、全部の事件について即時抗告の申立てができるわけではない。

⑭ 後見等の開始

成年後見等開始の審判確定後、家庭裁判所から東京法務局へ審判内容が通知され、東京法務局の登記ファイルに審判内容が登記されます。登記が終了すると、家庭裁判所から成年後見人等へ登記番号が通知されますので、成年後見人等は、その番号をもって東京法務局又は水戸地方法務局へ登記事項証明書を請求します。この登記事項証明書を使用することによって、成年後見人等は金融機関から本人の預金を引き出したり、各種届け出をすることができるようになります。

申立て費用について、**本人負担の審判が出ている場合には、費用を本人に求償します。**本人負担の審判が出されていない場合には、「成年後見制度利用支援事業」の助成対象となる可能性が高いと思われますので、市長申立担当者は同事業を成年後見人等へ案内する必要があります。

また、審判確定後、速やかに成年後見人等に対し、本人の情報を伝え、必要に応じて、今後の関係機関との連携を図っていくためのケース会議を開催します。ケース会議開催の必要性については、成年後見人等をはじめ、相談者やサービス事業者などへ確認することが想定されます。ケース会議では、それぞれの支援者が、成年後見人等の役割、権限、権限外の行為を確認するとともに、これまでの支援の流れを確認し、今後の支援方針等について協議し、支援者間での役割分担を行います。参加が可能な状況であれば、成年被後見人等も同会議に出席することが望ましいといえます。

Ⅲ 成年後見制度利用支援事業について

1 事業の趣旨

介護保険サービス、障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効だと認められる認知症高齢者又は知的障害者、精神障害者に対し、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、成年後見制度の利用に係る費用を市町村が補助する事業です。

高齢者は介護保険法に基づく地域支援事業、障害者は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象とされています。このうち、障害者総合支援法に基づき市町村が地域生活支援事業として実施する成年後見制度利用支援事業は、平成24年4月から必須事業となり、市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、平成20年10月24日付け厚生労働省老健局計画課長事務連絡(「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」)において、「**市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうる**」とされており、市町村長申立て以外も補助の対象となっています。

土浦市においては、成年後見制度利用支援事業のうち、申立て費用の支援については、市長申立てのみを対象としており、成年後見人等に対する報酬助成については、市長申立てのみならず、本人申立て及び親族申立て等の申立て形態についても対象としています。

今後、一層の高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加、障害者の地域生活移行が進むことにより、同事業を利用するケースの増加が予想されることから、市町村においては、その状況を考慮し、対象者が利用しやすい体制の整備が望まれます。

2 補助対象となる事業

(1) 成年後見制度を利用する際の経費

成年後見制度を利用する際に必要な経費として大きく分けて、「申立てに関する費用」と「成年後見人等に対する報酬」があります。

① 申立てに関する費用について

申立てに必要な費用は以下のとおりです。(令和7年4月時点)

項 目	費 用	備 考
申立手数料 (収入印紙・登記印紙)	800円	400円 2枚 保佐及び補助の場合で、あわせて申立てする同意権又は代理権の付与の申立て1件ごとに、ほかに800円必要
郵便切手	5,000円 (保佐・補助は6,000円)	500円 4枚(保佐・補助は6枚) 110円 20枚 100円 5枚 50円 2枚 20円 5枚 10円 10枚
登記手数料 (収入印紙・登記印紙)	2,600円	申し立て手数料とは一括せず別に用意
診断書	5,000円～10,000円程度	医療機関により金額は異なる
鑑定料	50,000円～100,000円程度	鑑定が必要な場合は、家庭際裁判所から予納金の請求あり

※なお、診断書は直接的な申立て費用ではなく、申立て書類の作成費です。

家庭裁判所は直接的な申立て費用は求償の対象と認めていますが、**診断書の費用は認めていません。**

土浦市では、「申立てに関する費用」助成は市長申立てのケースに限り、実施しています。

② 成年後見人等に対する報酬について

親族以外の第三者が成年後見人等に就任した場合、成年後見人等は1年に1回程度、家庭裁判所に報酬付与審判の申立てを行い、同裁判所がその報酬額を決定します。もっとも、成年被後見人等の資力が乏しい場合、成年被後見人等の財産から報酬が確保出来ない場合がありますので、その際に成年後見制度利用支援事業(成年後見人等に対する報酬助成)を利用します。

なお、成年後見人等に対する報酬の助成金額は、平成15年2月12日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において、厚生労働省が参考単価として示した金額を月額上限としている市町村が多く、土浦市においても同様の金額を月額上限としています。

※根拠例規

土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成22年3月30日公示第60号)
第8条～第15条関係

➤成年後見人等に対する報酬助成金の額(第11条関係)

居住種別	報酬助成額(月額・上限)
施設入所者	18,000円
在宅者	28,000円

※成年後見制度利用支援事業の申請は、裁判所の決定を受けてから「3か月以内」と要綱で定められていますので、申請日にご注意ください。

※令和7年4月より、後見人等が裁判所に提出する報告書類の様式が変更されました。

令和7年度以降の、報酬助成申請においては、新様式での提出になりますので、ご注意ください。

(2)成年後見制度利用促進のための広報・啓発活動

成年後見制度利用支援事業は成年後見制度利用促進のための広報・普及活動についても費用対象としています(障害者は成年後見制度普及啓発事業として実施)。

➤事業例

- ・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等を通じた成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ・高齢者・障害者やその家族に対する説明会・研修会の開催
- ・高齢者・障害者やその家族に対する相談会の開催 など

IV 日常生活自立支援事業と成年後見制度について

1 日常生活自立支援事業の概要

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が、地域で自立し、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用支援を中心に、日常的な金銭管理、書類等の預かり保管などの支援を通して、高齢者や障害者等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

サービスの内容は以下のとおりです。

① 福祉サービスの利用援助サービス

福祉サービスを利用する、又はやめる際の手続きを支援します。

② 日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続きを支援します。

③ 書類等の預かりサービス

大切な書類や印鑑などを金融機関の貸金庫などを利用して保管します。

事業の対象者は以下のとおりです。

次の①、②のいずれの要件にもあてはまる方となります。

- ① 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難であること。(但し、障害者手帳の有無に関わらない)
- ② 本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる方。

※本人の判断能力やニーズによっては、成年後見制度ではなく、日常生活自立支援事業が適切なケースもあります。

本人の「意思決定支援」の観点から、本人にとって、どの制度を利用することがよいか、検討しましょう。

日常生活自立支援事業と成年後見制度【対照表】(全国社会福祉協議会 地域福祉部作成)

	日常生活自立支援事業		補助・保佐・成年後見制度(法定後見)	
所轄庁	厚生労働省		法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援護局長通知等		民法等、政省令、家事審判規則等	
対象者 (認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)	精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者		精神上の障害により事理弁識する能力が 不十分な者＝補助 が著しく不十分な者＝保佐 が欠く常況にある者＝後見	
担い手・機関の名称	本人	利用者	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会等(法人) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	保護者複数可	補助人・保佐人・成年後見人(自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等及び法人)
	指導監督機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施主体)及び運営適正化委員会	監督人	補助監督人、保佐監督人、成年後見監督人
費用	社会福祉事業として、 契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担(生活保護利用者は公費助成)		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等について、本人の財産から支弁することを明確化。	
手続きのはじまり	社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)		裁判所に申立(本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等。市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定) ※本人の同意:補助＝必要 保佐・後見＝不要	
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認あるいは契約締結審査会で審査		医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成)	

援助の目的・理念		契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と保護の調和
援助(保護)の特徴		生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用に関する情報提供、相談と代理	法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意
援助(保護)の種類、方針	相談	○福祉サービスの情報提供、助言など相談援助による福祉サービスの利用契約手続き援助	規定なし(法律行為ではないため) *成年後見制度申立て等の相談は家庭裁判所で実施
	法律行為・財産管理・福祉契約等	○ 日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与 ○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える ○ 社会福祉事業等の在宅福祉サービスの契約代理 ※施設の入所手続きの代理は援助から除外。 ※上記のことを援助の種類とし、情報提供相談、法律行為の一連の援助を権利擁護と地域福祉の視点で援助する。	○ 財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等の法律行為) ・同意権・取消権(補助は家裁が定める「特定の法律行為」、保佐は民法第13条1項各号所定の行為、成年後見は日常生活に関する行為以外の行為) ・代理権(補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める「特定の法律行為」、成年後見は、財産に関する全ての法律行為) ※身上配慮義務 成年後見人等は、その事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨の一般的規定を新設。また、身上監護に関する個別的規定として成年後見人等による本人の不動産の処分について、家庭裁判所の許可を要する旨の規定を新設。

参考文献 2008年地域福祉権利擁護事業推進マニュアル(全国社会福祉協議会)

※現在(令和7年4月時点)、「成年後見制度利用促進専門家会議」及び「法制審議会民法部会」において、成年後見制度についての議論がされている最中です。
 その中で、成年後見制度の在り方が変更される場合は、それに合わせ、日常生活自立支援事業も変化するものと考えられています。

V 関係法令

○土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成22年3月30日告示第60号

土浦市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「要支援者」という。)に対し、成年後見制度を利用するための支援を行うことにより、要支援者の権利擁護を推進し、自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的として実施する土浦市成年後見制度利用支援事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定める。

(支援の種類)

第2条 要支援者に対して市が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求(以下「老人福祉法等の規定に基づく審判請求」という。)
- (2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後見人等」という。)が成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)に対して支払う報酬に関する支援

(老人福祉法等の規定に基づく審判請求の種類)

第3条 老人福祉法等の規定に基づく審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判請求対象者)

第4条 老人福祉法等の規定に基づく審判請求の対象者(以下「審判請求対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する要支援者とする。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 本市以外の市町村が介護保険の保険者である住所地特例対象被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者をいう。次号において同じ。)

イ 本市以外の市町村が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第1項の規定による介護給付費等の支給決定(第3号において「支給決定」という。)を行った特定施設入所等障害者(同法第19条第3項に規定する特定施設入所等障害者という。第3号において同じ。)

ウ 本市以外の市町村が生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定により保護を決定し、実施している者

(2) 本市が介護保険の保険者である住所地特例対象被保険者

(3) 本市が支給決定を行った特定施設入所等障害者

(4) 本市が生活保護法第19条第1項の規定により保護を決定し、実施している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が老人福祉法等の規定に基づく審判請求を行う必要があると認める者

(老人福祉法等の規定に基づく審判請求の基準)

第5条 市長は、審判請求対象者について、次に掲げる事項を総合的に勘案した上で、必要があると認めるときは、老人福祉法等の規定に基づく審判請求を行うものとする。

(1) 生活状況及び健康状態

(2) 資産状況

(3) 審判請求対象者の事理を弁識する能力の程度

(4) 審判請求対象者の配偶者又は2親等内の親族の存否

(5) 審判請求対象者、配偶者又は2親等内の親族が第3条各号に掲げる審判の請求を行う見込み

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、3親等又は4親等の親族が第3条各号に掲げる審判の請求を行うことが明らかな審判請求対象者については、老人福祉法等の規定に基づく審判請求を行わないものとする。

(老人福祉法等の規定に基づく審判請求の手続)

第6条 老人福祉法等の規定に基づく審判請求に係る申立書及び添付書類の作成並びに予納すべき費

用の納入その他に関する手続は、当該審判請求対象者に係る審判を管轄する家庭裁判所(以下「家庭裁判所」という。)の定めるところによる。

(審判請求費用の負担)

第7条 市長は、老人福祉法等の規定に基づく審判請求を行うときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、当該老人福祉法等の規定に基づく審判請求にかかる費用(収入印紙代、登記印紙代、通信運搬費、医師の診断書に係る費用及び鑑定費用等をいう。以下この条において「審判請求費用」という。)を負担することができる。

2 市長は、前項の規定により審判請求費用を負担した場合は、当該審判請求費用の返還を求めるため、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する審判請求対象者については、前項の申立てを行わないものとする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(第9条第1項第3号アにおいて「被保護者」という。)である者又は当該審判請求費用を負担することで同条第2項に規定する要保護者(第9条第1項第3号アにおいて「要保護者」という。)となる者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が資産の状況等の諸事情を勘案し、当該審判請求費用を負担させることが難しいと判断した者

4 市長は、第2項の申立てを行った場合において、審判請求費用の負担を命ずる審判がなされたときは、その命令を受けた者に対し、当該審判請求費用を求償するものとする。

(成年後見人等に対して支払う報酬の支援)

第8条 市長は、成年後見人等に対して支払う報酬に関する支援として、当該報酬の全部又は一部を予算の範囲内において助成するものとする。

(助成対象者等)

第9条 成年後見人等に対して支払う報酬に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付対象者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する要支援者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 後見、保佐又は補助(以下「後見等」という。)の開始の審判を受けている者であって、成年後見人等が当該者に係る報酬の付与の申立てを行い、報酬の付与の審判により家庭裁判所が成年後見人等が受けるべき報酬の額を決定していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 被保護者であること、又は成年後見人等に対して支払う報酬を負担することで要保護者となること。

イ 市長が資産の状況等の諸事情を勘案し、成年後見人等に対して支払う報酬を負担させることが難しいと判断した者であること。

2 助成対象者が助成金の交付を受ける前に死亡した場合にあっては、死亡時において成年後見人等であった者に助成金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の地方公共団体その他の団体から助成金その他これに類するものを受けることができる者に対しては、助成金を交付しない。

(助成金の交付対象経費)

第10条 助成金の交付対象となる経費は、成年被後見人等が成年後見人等に対して支払う報酬とする。

(助成金の額)

第11条 助成金の額は、成年後見人等に対して支払う報酬の付与の審判(次条において「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した額とする。ただし、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 月額28,000円

(2) 施設に入所している者 月額18,000円

2 前項第2号の施設等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設

(3) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び同法第20条の6に規定する経費老人ホーム

(4) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設、同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院

(5) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院及び診療所(前各号に掲げる施設か

ら入院した場合又は3ヶ月を超えて入院した場合に限る。)

(6)前各号に順ずるものとして市長が認める施設等

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする者は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した日から3か月以内に土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 成年後見に関する登記事項証明書その他の後見等の開始の事実が確認できる書類の写し

(2) 家庭裁判所による報酬付与の審判の決定通知書の写し

(3) 家庭裁判所による報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し

(4) 後見等活動報告書等の成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し

(5) 次項ただし書の規定により保佐人又は補助人である者が代理して申請する場合にあっては、委任状その他の助成金の交付の手續に係る代理権を付与されたことを証明する書類

(6) 助成対象者が死亡している場合にあっては、その証明書類

2 助成対象者の成年後見人等であって、報酬の付与の申立てを行い、報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬の付与を決定した者は、当該助成対象者に代わって前項の規定による申請を行うことができる。ただし、保佐人又は補助人である者にあっては、助成金の交付の手續に係る代理権を付与された者に限る。

(助成金の交付決定等)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請に係る助成対象者の日常生活の状況、収入及び資産の状況等を調査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付可否決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第14条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定を受けた者(次条において「助成金交付決定者」という。)は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金の交付の決定を受けた日から3か月を経過する日又は助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を確認し、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第15条 市長は、助成金交付決定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたことが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した助成金があるときは、当該交付した助成金を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該助成金の交付の決定を取り消した助成金交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第10条に規定する成年被後見人等が成年後見人等に対して支払う報酬の助成対象となる経費は、この告示の施行の日以後の後見等の活動に係る報酬とする。

（土浦市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱の廃止）

3 土浦市成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱（平成18年土浦市告示第116号）は、廃止する。

年 月 日

(申請先) 土浦市長

申請者氏名

代理人にあって
は、本人及び
代理人氏名

土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書

土浦市成年後見制度利用支援事業における助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

要 支 援 者	住 所			
	氏 名		性別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日		
上記の成年後見人等	要支援者との関係	後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人		
	住所(所在)			
	氏名(名称)			
	電 話 番 号			
日 常 生 活 の 状 況				
収入及び資産の状況				
成年後見人等に対して支払う報酬	円			
助 成 金 交 付 申 請 額	円			
添 付 書 類	(1) 成年後見に関する登記事項証明書その他の後見等の開始の事実が確認できる書類の写し (2) 家庭裁判所による報酬付与の審判の決定通知書の写し (3) 家庭裁判所による報酬付与の審判の際に家庭裁判所に提出した財産目録等の写し (4) 後見等活動報告書等の成年後見人等の活動状況が確認できる書類の写し (5) 保佐人又は補助人である者が代理して申請する場合にあっては、委任状その他の助成金の交付の手續に係る代理権を付与されたことを証明する書類			
備 考				

様式第2号(第13条関係)

様式第2号(第13条関係)

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請を受けた土浦市成年後見制度利用支援事業における
助成金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

1 決定内容 助成金を交付(します ・ しません)。

2 助成金交付決定額 円

3 助成金の請求方法

助成金の交付の決定を受けた日から3か月を経過する日又は助成金の交付の決定を受
けた日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに土浦市成年後見制度利用支
援事業助成金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求してください。

4 助成金の交付を却下する理由

様式第3号(第14条関係)
様式第3号(第14条関係)

年 月 日

(請求先) 土浦市長

請求者(助成金交付申請者)

氏名

印

(代理人にあって
は、本人及び
代理人氏名)

土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた土浦市成年後見制度利用支援事業における助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求内容

要 支 援 者	住 所	
	氏 名	
上 記 の 成 年 後 見 人 等	住 所 (所 在)	
	氏 名 (名 称)	
助 成 金 交 付 請 求 額	円	

2 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合		店
口 座 番 号	普通・当座・その他()	No.	
(フ リ ガ ナ)			
名 義 人			

様式第4号(第15条関係)

様式第4号(第15条関係)

第 年 月 日 号

殿

土浦市長 

土浦市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した土浦市成年後見制度利用支援事業における助成金について、次のとおり交付の決定を取り消したので、通知します。

要 支 援 者	住 所	
	氏 名	
上記の成年後見人等	住 所（ 所 在 ）	
	氏 名（ 名 称 ）	
助 成 金 交 付 決 定 額	円	
助成金交付決定取消し日	年 月 日	
助成金の交付の決定を取り消す理由		

關係法令施行通知等

民法

（後見開始の審判）

第七条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（保佐開始の審判）

第十一条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（保佐人の同意を要する行為等）

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

民法

（補助開始の審判）

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

（補助人の同意を要する旨の審判等）

第十七条 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（保佐人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の四 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

- 2 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

（平一一法一四九・追加、平一六法一四七・一部改正）

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

- 2 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

（平一一法一四九・追加、平一六法一四七・一部改正）

老人福祉法

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

知的障害者福祉法

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

（審判の請求）

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

戸籍法

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合
権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合 戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由

三 前二号に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由

② 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

住民基本台帳法

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条の二 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関の名称

二 現に請求の任に当たっている者の職名及び氏名

三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所

四 請求事由(当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、国又は地方公共団体の機関の職員であることを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5 第一項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の機関は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十七条において同じ。)を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

住民基本台帳法

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5 第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条第七項及び第十二条の二第五項中「同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあり、並びに第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

(平一九法七五・全改)

後見登記等に関する法律

(登記事項証明書の交付等)

第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

- 一 自己を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録
- 三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年被後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録
- 五 自己を後見命令等の本人とする登記記録
- 六 自己を財産の管理者(退任した者を含む。)とする登記記録
- 七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする登記記録

2 次の各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することができる。

- 一 未成年後見人又は未成年後見監督人 その未成年被後見人を成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録
- 二 成年後見人等又は成年後見監督人等 その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録
- 三 登記された任意後見契約の任意後見受任者 その任意後見契約の本人を成年被後見人等又は後見命令等の本人とする登記記録

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

- 一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録
- 二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であった閉鎖登記記録
- 三 自己が成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者であった閉鎖登記記録
- 四 自己が後見命令等の本人であった閉鎖登記記録
- 五 自己が財産の管理者であった閉鎖登記記録

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人であった閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 国又は地方公共団体の職員は、職務上必要とする場合には、登記官に対し、登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

登記手数料令

〔手数料を要しない場合〕

第十八条 国又は地方公共団体の職員が、職務上請求する場合には、手数料(第二条第六項から第八項まで、第三条(同条第六項を第十条第三項において準用する場合を含む。)、第四条、第七条、第九条及び第十条第二項に規定する手数料を除く。)を納めることを要しない。

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

〔沿革〕平成 17 年 7 月 29 日 障障発第 0729001 号等通知

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律 37 号）第 27 条の 3 に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 13 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村長は高齢者等の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続きを例示として示してきたところである。

しかしながら、4 親等内の親族の有無確認が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続きの例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添 1 及び別添 2 を別紙のとおり改めたのでご承知の上、管内市長新に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ 2 親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1 の結果、2 親等以内の親族がいない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族があつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

別添
1

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待等の緊急事案ではない場合

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

認知症高齢者：老人福祉法による措置
精神障害者：精神保健福祉法による措置
知的障害者：知的障害者福祉法による措置

成年後見制度の利用が適切である場合

※2 日常生活自立支援事業の活用も
考えられる。

戸籍調査(2親等以内の親族の有無の確認)

※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる。

有り

※3 親族からの申立て
が期待できない場
合は意向調査を省
略可能。
※4 利用意向調査は義
務ではない。

当該親族への意向調査・利用意見調査

明らか

当該親族が支援する場合

当該親族による審判請求

当該親族が支援しない場合

明らかではない

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開
始等の審判請求(申立書の作成)

家庭裁判所による審判手続き

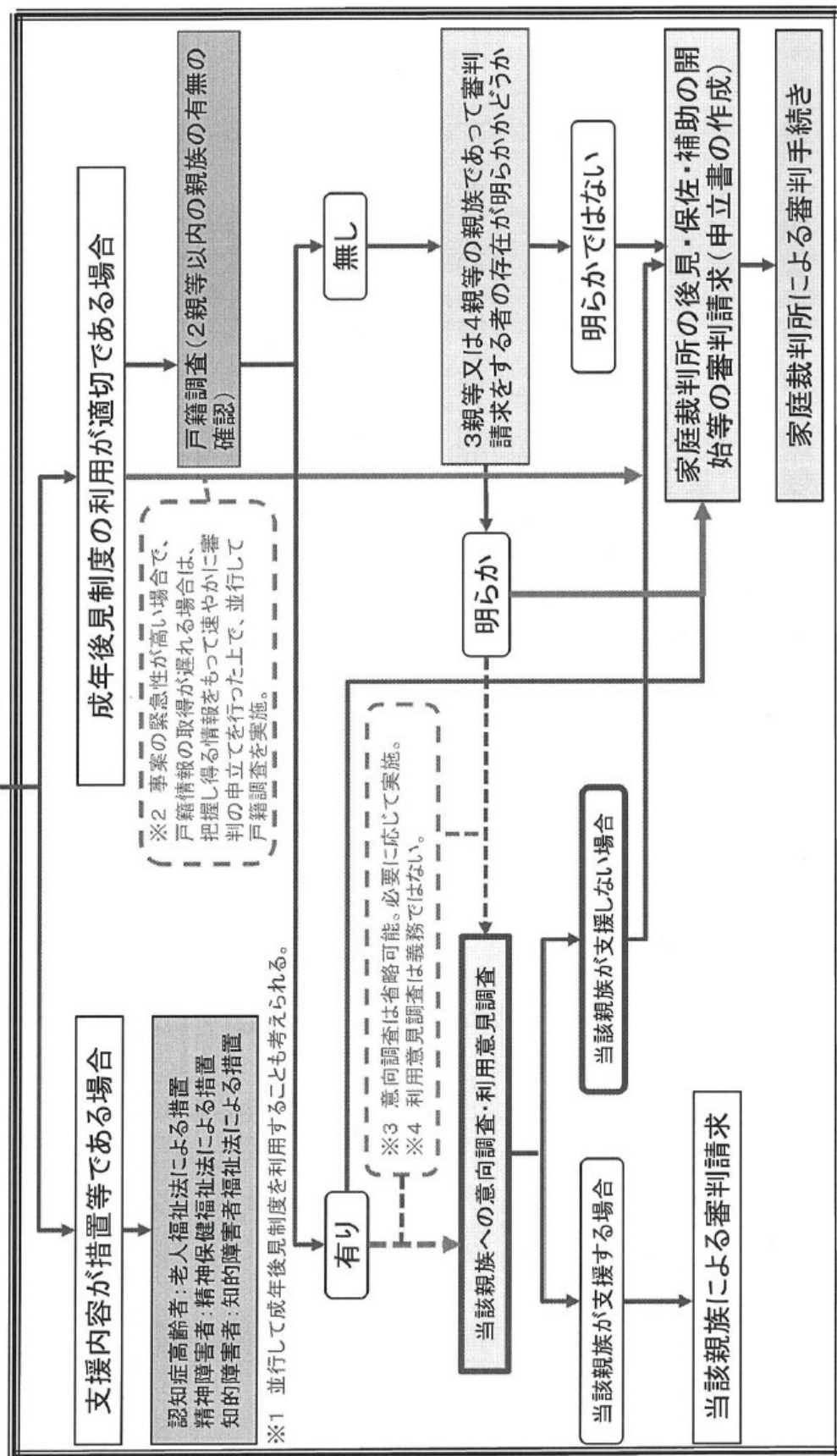
無し

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)

※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討



老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求
及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A について

平成 12 年 7 月 3 日 事務連絡

部道府県
各 指定都市老人福祉担当課（室）長あて 厚生労働省老健局計画課長 通知
中核市

〔沿革〕平成 17 年 7 月 29 日事務連絡改正

老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A を別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Q 1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない痴呆性高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 1 号）、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考）法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第 10 条第 5 項に基づき、同条第 1 項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第 32 条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に 2 親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする 3 親等又は 4 親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 13 号）を参考にしていきたい。

Q 3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の 3 類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第 32 条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要がある場合がある。

Q 4 本人に 2 親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第 32 条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q 2 のとおり、2 親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、

かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第 32 条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2 親等内の親族がいることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続きについて整理する必要があることに留意されたい。

Q 5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第 28 条）がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと思われる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第 28 条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。（なお、別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の 1 を参照されたい。）

（参考）家事審判法第 7 条、非訟事件手続法第 26 条、第 28 条

Q 6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

（単価設定例）

○申立てに要する経費としては、

- ・ 申立手数料 1 件につき 600 円
- ・ 登記手数料 4,000 円
- ・ 鑑定費用 5～10 万円程度
- ・ その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○ 成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（在宅で 28,000 円、施設で 18,000 円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図られたい。

(別添)

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

1 申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。
 - (2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。
 - (3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。
- ＊ 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

- (2) 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。
- (3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者所得状況等を勘案しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となってくことを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。
- (2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

事 務 連 絡
平成20年10月24日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・ 登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1) パンフレットの作成・配布
 - ・ 印刷製本費、役務費、委託料等
 - (2) 説明会・相談会の開催
 - ・ 諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

事 務 連 絡
平成20年 3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改正前	次のいずれにも該当する者
	(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
	(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者
改正後	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

2 市町村長による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。
- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

特集号

令和元年7月3発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第17号

6月14日
公布

成年被後見人等の欠格条項の見直しに関する 法律が成立しました

令和元年6月7日、第198回国会において、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「本法律」といいます。）が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布されました。

これまで、成年後見制度の利用者であることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされてきました（例えば、成年被後見人や被保佐人は、国家公務員、地方公務員、医師、弁護士、警備員、NPO法人の役員等になることができない等）。本法律では、200近くの法律において規定されていたこれらの欠格条項を見直しました。

本ニュースレターでは、本法律の担当である宮腰内閣府特命担当大臣の挨拶、本法律の趣旨・内容、自治体において今後必要となる取組等について、Q&A方式でお伝えします。



ご挨拶

内閣府特命担当大臣
宮腰 光寛

皆様におかれましては、平素より成年後見制度利用促進への御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。

この度、内閣府から国会に提出していた「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月7日に参議院本会議で可決・成立し、同月14日に公布されました。

この法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるものです。

今後は、認知症の方や障害のある方など、成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪等を心配することなく、制度を利用できるようになります。

これにより、成年後見制度を利用する方もそうでない方も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待しています。

各自治体の皆様におかれては、今回の欠格条項の見直しに係る法改正の趣旨について十分に御理解いただき、各首長のリーダーシップの下で条例改正等の必要な対応や改正法の趣旨に沿った個別審査規定の運用を図るとともに、地域住民や資格等に係る関係団体の方々に対して、幅広く積極的な周知をお願いいたします。

私としても、年齢や障害等にかかわらず、国民誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた施策を担当する立場として、引き続き各省庁と連携しつつ、高齢の方や障害のある方に対する国民の関心、理解を深めるための取組を推進してまいります。

▶ 法律の見直しの目的、内容



そもそも、欠格条項って何ですか？

資格・職種・業務等から排除される条件を定める規定のことです。例えば、以下のような例があります。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して3年を経過しない者
- 当該法律による許可の取消しを受けた日から起算して5年を経過しない者
- 暴力団員
- 破産手続開始決定を受けて復権を得ない者
- 未成年者
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

欠格条項は、資格等に対する信頼性を確保したり、関係者の権利利益を保護するなど、法令ごとに様々な趣旨で規定されています。こうした欠格条項の中には、「成年被後見人又は被保佐人」も含めているものがあり、その場合には成年被後見人や被保佐人は資格等から排除されていました。今回の改正では、成年被後見人や被保佐人を資格等から排除していた187法律における欠格条項が見直し対象となりました。詳細は、内閣府のHPをご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>



なぜ、見直しをすることになったのですか？

成年被後見人等の欠格条項については、例えば以下のような問題点が指摘されてきました。

- ① ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのは疑問
- ② 同程度の判断能力であっても、制度の利用者のみが資格等から排除されるのは不合理

- ③ 数多くの欠格条項の存在が制度利用を躊躇させる要因となっている

そのような中で、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）や、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定）において、こうした欠格条項の見直しを速やかに行うこととされました。



どのような見直しが行われたのですか？

成年後見制度を利用していることをもって資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）へと見直されました。具体的な仕組みについては、それぞれの資格等を所管する担当省庁が適正に整備し、運用していくことになります。具体的には、

「成年被後見人又は被保佐人」といったこれまでの形式的な条項を削除し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定を整備し、これに該当するかを審査・判断することとなります。

▶ 今後の予定と自治体・関係機関において必要となる取組



法律の施行はいつになりますか？

今回の改正では187の法律を見直し対象としています。それぞれの改正が効力を生ずる日（施行日）については、本法律の公布日（令和元年6月14日）としているものもありますが、多くは公布日から3か月後（同年9月14日）あるいは6か月後（同年12月14日）としています。



施行に向けて市町村、都道府県が取り組むことはどのようなことになりますか？

今回の法改正に伴って自治体の条例や規則を整備したり、今後、個別審査規定を運用していくに当たっては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等が実質的に排除されることのないよう留意するとともに、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配慮の提供についても適切な対応を行う必要があります。

また、条例において独自に成年被後見人等に係る欠格条項を設けている例も散見されるようですが、こうした条例における欠格条項についても、今回の法改正の趣旨を踏まえ、欠格条項の見直しを含めた適切な対応を検討するようお願いいたします。この点については、内閣府より別途通知（令和元年6月24日府成見第2号内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知）がされていますので、参照して下さい。



資格等に係る関係団体が取り組むことはどのようなことになりますか？

資格等の登録等に係る手続を担う関係団体においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、個別審査規定の適切な整備・運用が求められています。また、後見人等として活動する専門職の所属する関係団体においては、欠格条項が見直されたことを前提として適切な後見等活動が行われるよう、所属する各専門職への周知・徹底をお願いします。



中核機関、権利擁護センター等はどういったことに取り組めばいいのでしょうか？

成年後見制度に関する説明会、セミナー等において、必要に応じて、今回の法改正について

も言及いただけると幸いです。また、個別ケースの相談対応や支援において、欠格条項がなくなったことを踏まえた適切な対応をとることができるよう、職員等への十分な周知もお願いします。場合によっては、センターで使用しているパンフレットや説明資料の修正が必要になることもあるでしょう。

▶ 見直しによる影響と対応



見直しをすることで、資格等の信頼性がゆらぐということはないですか？

今回の見直しでは、必要に応じて資格等に相応しい能力の有無を判断するための個別審査規定を整備することとしていますので、改正後も、個別審査規定の適正な運用を通じて、資格等を有する者がそれに相応しい能力を備えていることが担保されることになります。



個別審査になることで、障害のある人がより排除されるということはないのでしょうか？

「心身の故障により業務を適正に行うことができない」等の個別審査規定による審査では、「心身の故障」があるだけで直ちに資格等が与えられないというのではなく、これにより「業務を適正に行うことができない」と判断された場合に限って資格等が与えられないということになります。ですから、欠格となる者の範囲が「心身の故障」のある人全体に広がってしまうものではなく、障害のある人がより排除されるということにはなりません。



また欠格条項が増えてしまうということはないですか？

成年被後見人等に係る欠格条項については、平成11年の民法等の改正により成年後見制度が

導入された際、当時 158 の法律に規定されていた欠格条項のうち 42 法律が見直されましたが、各資格等の根拠法令に、十分な個別審査規定がない場合や、大量の書面審査を要するなど、欠格条項による画一的な審査を必要とする場合等には欠格条項を存置することとされ、結果として 116 の法律における欠格条項が存置されました。その後、今回の改正に至るまでの間、こうした欠格条項が見直されることはなく、かえって新法の制定や法改正によって欠格条項が増加するという状況になっていました。

このような経緯から、今後、各省庁や自治体においては、成年被後見人等に係る欠格条項を新たに設けないことがとされています。この点は、欠格条項の見直しについて議論がなされた内閣府の有識者会議（成年後見制度利用促進委員会）の議論のとりまとめ（平成 29 年 12 月 1 日内閣府成年後見制度利用促進委員会「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」においても確認されました。



今回の改正で欠格条項は全て見直されたのですか。残った法律があるとすれば、それについてはどのように取り組まれるのですか？

「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」については、今後の会社法の改正と併せて欠格条項の見直しを行うべく検討が進められています。



附帯決議の内容を教えてください。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（参議院・内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。

二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。

三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。

六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始める必要措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び
手続の例示について

障障発 0330 第 11 号
障精発 0330 第 21 号
老計発 0330 第 13 号
平成 12 年 3 月 30 日
(一部改正) 障障発 第 0729001 号
障精発 第 0729001 号
老計発 第 0729001 号
平成 17 年 7 月 29 日
(最終改正) 障障発 1126 第 1 号
障精発 1126 第 1 号
老認発 1126 第 2 号
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成 12 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 11 号、障精発 0330 第 21 号、老計発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」(平成 17 年 7 月 29 日付け障障発 第 0729001 号、障精発 第 0729001 号、老計発 第 0729001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第10条の4又は第11条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第10条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成12年3月30日社援地第14号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては800円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは1,600円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは2,400円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては2,600円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第 4 項、第 876 条の 2 第 2 項及び第 876 条の 7 第 2 項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要な医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添 4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないように、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

事 務 連 絡

令和3年11月26日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立の手続の例示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通りQ&Aを作成したので、ご参考までに送付いたします。

Q1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※1）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※2） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※1） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※2） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Q2 Q1の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

(考慮事項)

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。(市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。)

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

(知的障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp

(精神障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp

(高齢者に関する相談の場合)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

【お問い合わせ】

<市長申立てに関する事>

土浦市役所

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9-1

TEL:029-826-1111(代表)

65歳以上の方

高齢福祉課 地域支援係(内線2500)

本庁 窓口15番

65歳未満の方

障害福祉課 障害福祉係(内線2470)

本庁 窓口4~6番

<成年後見制度に関する事>

土浦市社会福祉協議会 成年後見センターつちうら

〒300-0036 茨城県土浦市大和町9-2 ウララビル4階

TEL:029-821-1152(直通)